

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N538
2015・12・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

安全怠り無用な被ばく—高線量がれき抱え撤去、発がん 元従業員が提訴…………… 高崎 暢
再審無罪事件の報告…………… 山本了宣

—大阪地裁平成27年10月16日判決 強制わいせつ・強姦被告事件

新刊旧刊 河原理子著『戦争と検閲』—戦争の加害を描く文学—その運命…………… 梓澤和幸

ロースクールの実情と法曹養成

進路選択の一つとしてのロースクール制度…………… 柳本哲亨

検証：「新時代の刑事司法」の背景と実像（第14回）

刑訴法等改正案の審議長期化の中、設立準備が進む日本版イノセンス・プロジェクト…………… 野口 寛

法曹養成問題の新局面⑬

弁護士という自由業の職能集団を守るために—弁護士大幅増員論の陥穽…………… 鈴木秀幸

中学校教科書採択に関する東京東部法律事務所の取り組み（下）…………… 鹿島裕輔

—東部地域の教育委員会の議事内容

□ 辺野古新基地建設中止を求める決議



軍港・横須賀

安全怠り無用な被ばく

―高線量がれき抱え撤去、発がん 元従業員が提訴

北海道 高崎 暢

一、全国初の提訴

短期間に、複数の原発性がんの発症は原発での被ばくが原因であるとして、原発事故後の従業員が初めて東京電力と大成建設、山崎建設を相手に損害賠償を求めて札幌地裁に提訴した。

原告は五七歳の男性で、事故直後の二〇一二年七月三日から約四カ月間、福島第一の一―六号建屋付近で復旧作業に重機オペレータとして従事した。第二次下請従業員である。その間の被ばく線量は、五六・四―ミリシーベルトであった。二〇一二年六月、膀胱がん、二〇一三年三月胃がん、同年五月S状結腸がんが見つかった。がんは最短で約一カ月、最長で約一年一〇か月で発症したことになる。

二、高線量下の労働

彼の仕事は先遣隊として建屋までの車両通路の確保である。作業を始めた当時、四号機から水蒸気が上がり、黄色の原子炉の一部が目飛び込みいたるところにがれきが散乱していた。原発での仕事は初めてである。鉛で覆われた操作室で二台のモニターを見ながら重機等を遠隔操作する。

しかし、重機の爪ではつかみきれないがれき、バルブ付近のがれきは、手で取るか、抱えてがれきを運ばざるをえなかった。その中には「×一〇〇」「×二〇〇」と毎時一〇〇ミリシーベルト、二〇〇ミリシーベルトの放射線を発することを示す危険ながれきも含まれていた。彼は「やばいなと思ったが、元請け社員の班長がしているので、やらないわけにはいかなかった」と話している。それだけでなく、遠

隔操作が難しい場合は重機に直接乗って作業をしたこともある。三〇分という時間制限があったが六〇分乗り続けたこともある。また、屋外でカメラのケーブル敷設作業もしなければならず、敷設作業だけで一日が終わることもあった。労働時間は一日三時間と決められていた。その他、被ばくした重機の爪をグラインダーで研ぐ作業を定期的に、または必要に応じて随時しなければならなかった。これは被ばくしたチリを空気中に放出させ呼吸を通して放射性物質を体内に吸い込むことになる。内部被ばくの原因である。

三、作業時の服装と線量計

操作室の中では、長袖の下着、全面マスク、タイベック、手は綿手袋の上にゴム手袋、足は軍足二枚、安全靴、袖口・裾・全面マスクの周りはガ

ムテープで目張りをする。屋外では鉛ベストを着用するが、それは肩から膝上までのものである。全面マスクはチリを濾過するだけ、タイベックはチリの付着を防止する機能だけで放射線防護に役立っているのか覚束ない。警報付ポケット線量計（APD）とガラスバッチの着用を義務づけられているが、たびたびそれらを外して屋外作業に従事することもあった。

四、内部被ばく

線量計を外しての屋外作業、高線量被ばくのがれきの抱え込み、ケーブルの敷設作業、重機の研磨等々で数値には表れない被ばくの可能性は大きい。特に問題は、彼の内部被ばくが認定されていない。内部被ばくを計測するホールボディカウンター（WBC）は、ガンマ線しか測定できず、透過力の弱いアルファ線、ベータ線は測定不能である。体内にとどまる放射性物質で、ホットスポットと呼ばれる場所を作り体外に排出されるまで継続的、集中的に被ばくし続ける。これが内部被ばくの危険な特徴である。

五、労働者の使い捨て

彼は、がん発症後、東電や厚労省の窓口相談したが「因果関係が判らない」とたらい回しにされた。六〇キロ台だった体重は四四キロまで減った。

「福島第一には『命懸けできてくれてありがとう』と書いてあったが、命懸けで作業したのに使い捨てだ。廃炉まで何十年も作業が続く。他の作業員のためにも、この裁判で道を作りたい。被告会社は、放射線被ばくの対策や安全配慮義務を怠った責任を認め、労働者に対する責任を果たして欲しい」と口頭弁論で語った。

六、原爆訴訟の到達点と予備軍

一九七〇年代から全国で原爆訴訟で福島のような最悪の事態を具体的に指摘し、未然防止のために司法の判断を求め続けてきたが、司法は破滅的な原爆事故の発生を未然に防ぐことができなかった。

原発の安全性に関し、当初から警告を発した研究者・技術者がいた。それにもかかわらず、国と東電は、砂上の楼閣の「安全神話」にしがみつき原発を推し進めてきた。その結果人の健康と環境に取り返しのつかない被害をもたらした。

国や東電は、原発の被害に対し、現在の線量では放射線被害は起きない、内部被ばくは心配する程のものではないとさかんに宣伝する。

二〇一三年全国で原爆症認定訴訟が提起され、国は、「科学的・医学的知見」と称して、「しきい値以下の被ばく」では放射線被害は発生しない、内部被ばくは無視できると主張を繰り返した。その主張に対し、被爆者たちは、国の称する「科学

的・医学的知見」の誤りを指摘し、放射線被害に関して未解明な点が多いため、科学的な物差しだけではなく、被爆者の病気の事態を踏まえて総合的に判断すべきであると主張した。その結果、裁判所は三〇数回に渡り国の主張を排斥した。放射線被害に対する国や東電の主張は司法の場ですでに決着済みである。

原子力が最初に人類の前に姿を現した原子爆弾という悪魔のツメによって、投下七〇年を経過した今なお、多くの人たちが病床で呻吟する。放射線の人体への影響に未解明な点が多い。当該疾病の放射線起因の立証を当事者に要求することは不可能を強いることになりかねない。

原告のような復旧作業従事者は、一日一万人を超えていたといわれ、今なお、福島原発で一日約六〇〇〇人が働いている。その人たちは、放射線被害の予備軍である。そして、その九割は下請労働者である。救済の声を上げたくても上げられない。原告の主張は、それらの人たちの叫びを代弁するものでもある。

七、わが国に

彼の労災申請は審査請求でも棄却された。労災認定を認めさせるためにも、民事訴訟は勝たなければならぬ。新たな人権救済事例として頑張りたい。

再審無罪事件の報告

大阪地裁平成27年10月16日判決
強制わいせつ・強姦被告事件

大阪弁護士会 山本 了宣

二〇一五年一〇月一六日、大阪地方裁判所第一刑事部は、強制わいせつ・強姦被告事件の再審公判で、被告人に対して無罪の判決を言い渡した。当職は同事件に再審請求審段階から弁護人として関わったので、上記事件の経過について報告する。

一 確定判決の概要

請求人は、二〇〇八年、親族の少女に対する強制わいせつ・強姦事件で逮捕され、起訴された（大阪地裁）。請求人は一貫して否認していたが、二〇〇九年五月二五日に懲役二年の有罪判決を受け、控訴・上告も棄却されて、服役するに至った。請求人は自身の無実を明らかにしたいという希望を持ち続け、再審請求を希望していた。

二 再審請求に至る経過

請求人が身体拘束を受けてから約六年が経過した二〇一四年、あるきっかけで、少女が親族の一人に、強制わいせつ・強姦の被害は存在しなかったと打ち明けた。親族が、弁護人の元に少女を同行し、弁護人が少女から聴取りを行った。この際の聴取状況はビデオカメラで撮影した。

弁護人は、その際の録画と、反訳文とを主要な新証拠として、二〇一四年九月二二日再審請求を行った（大阪地裁第三刑事部係属）。

三 再審請求審の審理

弁護人は、検察官が再審開始を争うものと考えていた。ところが、再審請求から二ヶ月後、検察官から、請求人を釈放する旨の書面が提出された。検察官が再捜査した結果、強姦の不存在を示すカルテが発見されたとの内容であった。この時点で、再審開始・無罪自体は、ほぼ確実と見込まれる状況となっていた。

弁護人は、本件の誤判原因を明らかにするという観点からも、十分な証拠開示を求めることに重点を置いた。そこで弁護人は、検察官に対し、証拠開示請求書を送付して、本件の全証拠の開示を求めたが、検察官はこれを拒否した。

そこで更に弁護人は、裁判所に対して、全証拠を対象とした開示命令を求めることとした。裁判所は、全証拠の開示命令までは認めなかったものの、二〇一五年一月一四日付で決定を出し、検察官に対し、証拠の一覧表の交付を命じた。なお、再審請求審において、裁判所が証拠の一覧表の交付を決定で命じた事例は、本件が初めてのようである。

ところが検察官は同月二〇日付で、「意見書」なる書面を提出し、「本件決定は訴訟指揮に関する裁量権を逸脱したものであり、応じられない」と述べ、裁判所の決定に従わず、一覧表の交

付を拒否すると回答した。明らかに違法な訴訟行為と言わざるを得ない。

裁判所は検察官を厳しく批判したが、結局一覽表の開示はなされなかった。なお、検察官は項目別の証拠開示請求に対してはおおむね応じていた。

再審請求審の審理手続内で、少女の証人尋問等の事実取調べが行われた。

そして、二〇一五年二月二七日、再審開始決定がなされた。

四 再審公判

再審公判は、大阪地裁第一刑事部に係属した。公判審理までの期間は、打合せ期日を行い、証拠調べ請求等を行った。弁護人は、この段階では、再審請求審段階で拒否された一覽表の開示を改めて求めることと、誤判原因の解明の観点から、捜査担当検事等の証人尋問を求めることに主眼をおいた。

証拠開示については、再審請求審で一覽表の開示命令がなされたこと、検察官はその開示義務を履行しておらず未だ違法状態が継続していることなどを理由として、改めて裁判所に対して証拠開示命令を求めた。ところが、裁判所は、「職権発動せず」として、証拠開示命令を行わなかった。捜査担当検事の証人尋問請求も却下された。

結局再審公判の審理計画は、再審請求審段階の書証をなぞる程度のもとなった。

再審公判は、八月一九日に実施された。書証の取調べ等を行い、被告人質問、論告・弁論を実施した。弁論では、改めて誤判原因の解明の重要性や、捜査と、裁判所の事実認定の問題を訴えた。一〇月一六日、判決は無罪を言い渡した。しかし捜査や裁判所の問題には何ら踏み込まなかった。

五 問題点

本件の新証拠の性質や、検察官の再捜査の結果からすれば、再審無罪という結論は当然のものと言えた。しかしながら、本件は未だ多くの問題を残している。

まず、捜査機関は、容易に見出し得た客観証拠であるカルテを捜査段階で調べていなかった。また、カルテを抜きにしても、少女の供述に不自然な点があるのに、その嘘を見抜けず、かえって請求人の弁解を嘘と決め付けた。その経過は何も明らかにされていない。

一審の裁判所は、少女が虚偽を述べるはずがないと決めつけて、少女の供述の不自然を悉く取り繕った。控訴審は、弁護人から少女が受診した医療機関を探するための事実取調べ請求がなされ（もしこれを採用すれば、前記カルテの発見に至っていた可能性がある）、本件の真相をほとんど言い

当てた心理学者の鑑定意見書まで提出されていたのに、控訴棄却判決をしている。上告審も事実誤認を看過している。裁判所の問題点も十分に明らかにされていない。

更に再審の手続上は、裁判所の証拠開示命令を検察官が拒否するという異常事態が生じた。この検察官の行為の違法性も、まだ明らかにされていない。

請求人は今後国家賠償訴訟を提起する予定にしている。今後は同訴訟の中で、前記の問題点を更に追及していくことを検討している。

青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp)

まで、アドレスをお送り下さい。

『戦争と検閲』河原理子著

戦争の加害を描く文学
—その運命—

東京 梓澤 和幸



(中略)

しかし彼女は唾を飛ばしてわめき叫びながらなおも抵抗した。この野郎めえ……と通訳は舌打ちして後ろから彼女の襟首をつかみ、力かぎりに引きたおした。彼女はひとたまりもなく道傍の泥田の中におお向けさまに落ちこんだ。(中略)牛はぼくぼくと砂塵の道を歩きはじめた。兵たちは良い気持であった。無限の富がこの大陸にある、そしてそれは取るがままだ。このあたりの住民たちの所有権と私有財産とは野生の果物のように兵隊の欲するがままに解放されはじめたのである。(『生きている兵隊』中公文庫版三六〇三七頁)

流れ弾にあたつて命奪われた母の遺体に取りすがつて泣く若い女性の声に耐えきれなくなった軍人が、その声を絶つために殺人を犯す場面。

「ええうるせえッ！」ふりかえると、真つ暗な中で平尾一等兵が背を丸くして壕の上に飛び上る姿が大空の星を背負つて見えた。(中略)

「あいつ、殺すんだ！」(中略)

まるで気が狂つたような甲高い叫びをあげながら平尾は銃剣をもつて女の胸あたりを三たび突き貫いた。他の兵も各々短剣をもつて頭といわず腹といわず突きまくつた。ほとんど十秒と女は生きては居なかった。彼女は平たい一枚の蒲団のよう

『蒼氓』という小説で第一回芥川賞を受賞したベストセラー作家が、戦争のまっ只中に中国で残酷な行為を行う兵士たちの人間像を描いた。

石川達三の『生きている兵隊』である。

『戦争と検閲』の著者は朝日新聞の現役記者である。新聞紙法を根拠とする検閲によつて作品を掲載する雑誌『中央公論』が発禁となり、やがて雑誌は廃刊、出版社は廃業に追い込まれていく様子を、丹念な取材、資料収集を経て本書の形とした。タイトルといい、戦後七〇年という出版の時期といい、これをいま世に問うという意欲を背景にしたものだろう。

石川達三は、南京陥落の報道とこれを祝う提灯行列に違和感を持つ。しかしそれは、反戦の意識というわけでもない。人が殺し合う戦場では、新

聞が伝える武勇美談のようなものでない、もつと人間本来の姿がむき出しになるような現実があるはずだ。その真実にふれてみたいという気持ちにかられた。それは作家の本能から出てくる情熱だった。(本書五八頁)

従軍取材の許可を得て、作者が南京とその付近の現地に到着したのは、一九三八年一月である。南京大虐殺の直後だった。兵站を考えない侵略の軍隊は、民衆からの略奪で食料、運搬用の家畜、民間人の労働力をあてにしていた。小説にはこんな描写がある。

「おい、婆さん」と彼は戸口に立つて言った。「俺達は日本の軍人だが、お前の所の牛が入要だ。気の毒だが貰っていくよ」

老婆はきいきいと甲高い声で反抗した。

新刊 旧刊

になってくたくたと暗い土の上に横たわり、興奮した兵のほてった顔に生々しい血の臭いがむっと温かく流れてきた。

普通の人間が鬼のように狂い、武器をもたぬ民間人を殺す。女性を強姦する。これを恥じない人間に変わりはてる。

反戦も反軍の意図もないが、人間の裸の姿をあらささまに書ききる作家の表現が忌避された。新聞紙法によって中央公論一九三八年三月号は発売禁止となり、石川達三は懲役四月執行猶予三年の処罰を受ける。

雨宮庸蔵編集長は退社となり、作家もしばらくは筆を折らなければならなかった。その後中央公論社は、廃業にまで追い込まれた。(本書一九七頁)新聞紙法の法定刑は三年でも検閲の刃の傷は浅くなかった。

戦争は表現を敵とし、窒息を迫るのだ。読者はまたそのような空気の中でも窮状にある人のところに駆けつける存在があったことを知る。著名な

作家たちの達三への手紙が紹介される。こんなこともあった。ゾルゲ事件で死刑となった尾崎秀実が、孤立に追い込まれた石川達三の情状証人を買

って出たのだ。こうした事実の発掘と石川文学への深い共感が本書となって実を結んだ。新聞記者らしい事実への徹底した執着に頭が下がる。

二 の文学弾圧の今日的意味は何だろう。

本書が投げかけているテーマを二つあげておきたい。

戦争前後、自由はどのように絞めあげられて行くのか。ある瞬間に圧迫するものたちが横一線にならんでやって来るのではない。時代の空気を讀んで功を狙う心卑しき人々がいる。陸軍出身の菊池武夫貴族院議員は美濃部達吉の説く天皇機関説への攻撃を行い、それは不敬罪告訴と著書「憲法撮要」の発禁を招いた。現在、同様にして立教大学の講堂使用不許可や自治体による憲法企画への施設使用拒否、後援取消の動き、朝日新聞元記者への脅迫などの動きがあちこちで目立つとき、その一つ一つに敏感に反応して許さない論評とアクションが必要である。その敏捷性と勇気が市民にもメディアにも問われている。これが第一。

第二は、メディアに身をおく会社員ジャーナリストの日々につきまとう目に見えぬ検閲である。それは、リベラルとされるメディアの中にもある。会社内言論の抑えこみ、いや記者自身の自己検閲のリアリティーはどうか。社長会見以来、とかくの後退を伝えられる朝日社内の実状やいか

に。本書ではそのことへの言及はない。もし、著者自身の自己切開があれば達三の経験は過去から現在によみがえり、著作の迫力はいっそう凄味を帯びたであろう。

小林多喜二は「うん、うん」とうなりながら原稿を書いたという。およそ伝える者、表現する者は、自らの良心という最高の審判官に恥じない日々を送らねばならないのだ。多喜二の著作は八〇年の時空を超えて百万の読者の心をとらえた。

戦後七〇年、戦争を加害の面からとらえることの弱さが指摘された。ならば読者もまた、多喜二の文学のように達三の小説を復活させてもよいのではないか。本書はそのきっかけとなるだろう。

本書と『生きている兵隊』の二冊をこれからの時代を生きる青年に薦めたい。前記の二つのテーマを背負って生きる世代に。

『戦争と検閲』

著者…河原理子
出版社…岩波新書
定価…八八六円
新書版

進路選択の一つとしての ロースクール制度

大阪 柳本 哲亨

1 はじめに

本連載のテーマは「ロースクールの実情と法曹養成」であるが、本連載の執筆者諸氏によって多くを語り尽くされており、改めて私から述べることはほばない。そこで、本稿では主にロースクール時代の私の体験や思いを述べつつ、進路選択の一つとしてのロースクール制度について考えてみたい。

2 ロースクール進学を決めた理由

私がロースクール進学を決めた理由は、ロースクール修了が司法試験の受験資格になっていたからであるが、それはあくまで建前の話である。本音では、法学部時代に割と楽しいと思っていた法律の勉強をもっと深く掘り下

げてみたいと考えていた。当時は、ロースクール卒だからといって必ずしも実務家になる必要はないのだから、もしも試験に落ちたら研究者になればいいと思っていた。

3 幻想崩壊

しかし、ロースクールに進学してまもなく、前述のような甘い考えは打ち碎かれる。まず、法学部時代には、自分が専攻している法律の、さらに自分の好きな分野だけを研究すればよかった。しかしながら、司法試験の受験科目は選択を含めて七科目であり、ロースクールでは、苦手な、というよりそもそも興味のない法律分野も勉強しなければならない。これは大変に苦痛だった。

また、研究者もポストが少ない割にかなり

競争率が厳しく、学歴が重視されることはもちろん、現在では司法試験に合格しなければ正規教員になることは難しいということも早々に知らされた。こうなつては、司法試験に合格しなければ職歴なしの期間が無駄に延びるばかりである。一般企業就職に転向するにも、ロースクールに進学した時点で「大学新卒」というステータスは消えている。私は頭を抱えた。

4 楽しく厳しいロースクール生活

ロースクールに来たからには、司法試験に合格しなければならない。その当たり前の事実に気付いた私は、そこそこちゃんと勉強をした。私の母校である関西学院大学ロースクールは、「条文や制度の趣旨から考える」ということを一年次に徹底的に叩き込むスタイルだったため、授業の予習・復習は大変で、単位を取ることも簡単ではなかったが、根本から考えて説き起こしていく勉強は性に合っており、学ぶこと自体は楽しかった。

もともと、勉強がタイトな分、生活も乱れがちで、二年次には持病が悪化して半ば休学のような状態に陥った。結果として卒業も遅れ、周囲よりも勉強の質・量が劣っていた私は、司法試験に合格することは難しいと考え

るようになった。

5 司法試験受験

ロースクール卒業後、すぐに一般企業に就職することも考えたが、せっかく得た受験資格を腐らせるのも勿体ないと思い、出資者（母）も許してくれたので、司法試験を受験することにした。結果は惨敗だった。

一度落ちると悔しくなり、私は出資者にかかけあつて今一度のチャンスを得た。もつとも、三度目の司法試験受験を控えれば、ギリギリ二〇代で一般企業への就職活動が可能であつたため、二度目の司法試験を最後の受験にすると決めた。

この一年間は、新たな知識を身につけることは捨て、一年次に学んだ「条文や制度の趣旨から考える」ということだけに注力した。仮に司法試験には合格しなくても、ロースクールで学んだリーガルマインドだけは忘れないようにしようと思っていた。試験を受け、うまく書けた手応えは全くなかったが、はたして二度目の司法試験は奇跡的に合格であつた。

ロースクールの実情と法曹養成

6 経済的合理性・進路選択可能性からみるロースクール制度

これまでの記述を読んで頂ければ分かつて頂けるように、当時の私は基本的に向こう見ずで行き当たりばつたりの進路選択をしており、「賢い」進路選択とは無縁であつた。しかし、ここで強調しておきたいのは、経済的合理性やキャリア構築を重視すれば、後記のとおり、ロースクール進学は当然に敬遠されるという現実である。

- (1) ロースクール進学にかかる費用（入学金、学費、書籍代、生活費……）は多額である。
- (2) ロースクールに進学することは、同時に、「大学新卒」という就職活動における大きな利点を捨てることを意味する。
- (3) ロースクールを修了するには最低でも二年間かかり、単位を取得するだけでも就業との両立が困難になる程度の労力を要する。
- (4) ロースクールを修了して司法試験を受けても、ここ数年の合格率は二割半ばである。
- (5) 司法試験に合格していないロースクール修了者に対し、パラリーガルを始めとする魅力的な進路が十分に用意されているわけではない（ロースクール修了だけではキャリアアップはほぼ望めない）。

- (6) 司法試験に合格したとしても、給費制の廃止、新規登録弁護士就職難、就業条件の悪化といった厳しい現状がある。

以上のとおり、進路選択の一つとしてロースクール進学をフラットに見つめたとき、リスクは大きいがメリットはほとんどないことに気付かされる。このような進路としての魅力のなさ、現在のロースクール離れの大きな原因となつてゐることは想像に難くない。

7 おわりに

私は自分を合格まで導いてくれたロースクールの教育効果を高く評価しているため、ロースクールを完全に廃止すべきとは思わない。しかしながら、現在のロースクールを修了して司法試験を受けるという法曹登用ルートは、あまりにも魅力に乏しい。

法曹志願者の減少を食い止めるための施策として、修習生の給費制復活や新規登録弁護士に対する様々な支援などが重要であることはもちろんであるが、志願者の経済的事情やキャリア構築により配慮し、①予備試験の合格者をさらに拡充すること、②ロースクール修了者に対するパラリーガルを始めとする法律関連業種への就職支援を強化すること等も必要不可欠と言えそうである。

検証 「新時代の刑事司法」の背景と実像…第一四回

刑訴法等改正案の審議長期化の中、 設立準備が進む日本版イノセンス・プロジェクト

ジャーナリスト 野口 寛

ご承知のとおり、刑訴法等改正案は、衆議院において一部修正のうえ可決され参議院に送付されており、来年の通常国会において審議が再開される。しかし、同法案は、冤罪防止には全く役に立たないばかりか、逆に冤罪を生むものとして「冤罪促進法」などとも批判されている。今回報告頂く冤罪救済を目的とした民間における日本版イノセンス・プロジェクトの取り組みは、わが国における冤罪の原因を再認識、再確認させるとともに、刑訴法等改正案が如何に冤罪促進的かを浮かび上らせるものといえる。

イノセンス・プロジェクト(以下、IP)―冤罪被害者をDNA鑑定等により救済するための非営利組織―の日本版を二〇一六年四月に設立しようと、立命館大学RIGIRO法心理・司法臨床センターを母体とする「日本版イノセンス・プロジェクト準備室」が、二月六日、東京都内で、「日本版イノセンス・プロジェクトの可能性を考える東京集会」を開催した。アメリカで、既に数多くの冤罪被害者を救済しているIPの設立は、日本の刑事司法に新たな風を吹き込むものとして大い

に期待される。本稿では、同集会の概況を紹介するとともに、日本版IPの課題等について若干の考察を加えることとしたい。

高まる期待

集会では、立命館大学の浜田寿美男・特別招聘教授が基調講演を行い、IPの意義について次のとおり述べた。「事実の認定は証拠による」が基本原則であるが、実際は往々にして、証拠が捜査当局の事前の思い込み、つまり『事実の想定』に

合わせて採取されており、これが事実認定を誤らせる要因となっている。その結果、現実の刑事裁判では、本来、必要とされる『無実の証明』が求められるかのごとき状況が生じているが、皮肉なことに、IPとは、『無実の証明』を行うためのものである。つまり、IPの成功は、これまでの刑事裁判における事実認定の失敗を示しており、『疑わしきは被告人の利益に』という理念を形骸化させている裁判実務への猛省を促すものである」

甲南大学の笹倉香奈・准教授は、布川事件の冤罪被害者である桜井昌司氏、弁護士の本谷明氏との鼎談の中で、アメリカでの科学的鑑定の成果について、「DNA鑑定により三十三人が雪冤されており、うち十八人は死刑確定者であった。その他の手法を含めると、雪冤者は一七〇〇人に上る」と紹介した上で、これがアメリカの刑事司法に与えた影響について報告した。「一九八〇年代の後半まで支配的であった『冤罪は存在しない』という考えが根本から崩れた結果、死刑は取り返しのつかない過ちを犯すおそれがあるとして、ここ七年で、七州が制度を廃止し、六州が執行を停止した。また、手続法の改革も進み、証拠の保存・保管が義務付けられたり、拘禁期間を金銭的に補償する制度が導入されるなどした。さらに、冤罪を生み出す原因が明らかとなり、どうすれば冤罪を防ぐことができるのかという研究も進んだ」

立命館大学の稲葉光行教授は、日本版IPの典例として、二〇二二年一〇月に発生した強姦事件を紹介しつつ、日本版IPの活動形態について説明した。「この事件では、被害者の供述に不自然な変遷があり、また、携帯電話に不自然なメールの送受信記録が残されていたことから、その鑑定結果を裁判所に提出したところ、裁判所がDNA再鑑定を決定した。その結果、被告人の無実が明らかとなったが、日本版IPでは、DNA鑑定中心のアメリカと多少異なり、供述鑑定など様々な科学的鑑定を取り入れ、これにDNA鑑定を組み合わせる形を想定している。このため、各分野の専門家とのネットワーク構築が重要となる」

最後に、桜井氏が、日本版IPへの思いを語った。「証拠が科学的に検証されるシステムが立ち上がるということでワクワクしている。IPには、捜査当局がでっち上げた証拠を次々と正していってもらいたい」

活動資金の確保が最大の課題

冤罪被害者の救済機関として、日本国内での活動の拡大・拡充が大いに期待されるIPであるが、クリアすべき課題も見受けられる。その最たるものとして、活動資金をどう賄うかという問題が挙げられる。そもそも、IPとは、依頼者から一切報酬を受け取らないのが原則であり、アメリカで

は、公的補助や資金パーティー、寄付が有力な資金源になっているという。公的補助が不十分な日本では、アメリカ以上に寄付への依存度が高まることも予想されるが、日本とアメリカとでは、寄付をめぐる環境・土壌が大きく異なり、日本の寄付金総額は、アメリカの数十分の一程度と言われる。また、財団・篤志家が高額な寄付を行うという習慣もアメリカに比べて希薄である。こうしたことから、活動資金の確保には、困難が伴うことが予想される。

また、裁判員裁判での証拠の簡略化にどう対応していくのかという問題もある。日本版IPでは、供述鑑定を主要な鑑定手法の一つと位置付けているが、同鑑定では、証拠能力を否定された供述を含め、その全過程をコンピュータで解析し、無実を証明するという。しかし、裁判員裁判における誤判の救済が必要となった場合、残されているのは簡略化された調書であり、それが真実解明に資するデータたり得るのか。些末な問題かもしれないが、裁判員裁判が殺人など重大犯罪を対象とするだけに気になるところである。

改めて浮き彫りとなる刑事訴訟法等

「改正」案の欠陥

冤罪が後を絶たない日本の刑事裁判。その現状に対し、多くの法律家や市民団体関係者らが、

「原因究明や反省が不十分」と批判しているが、政府はこうした声に耳を傾けることなく、「適正な刑事司法制度を構築する」などと強弁し、刑事訴訟法等「改正」案（以下、「改正」案）の成立に前のめりになっている。

しかし、IPが明らかにした冤罪の原因―①目撃者の誤った証言、②誤った科学鑑定、③司法取引における虚偽供述、④虚偽自白、⑤証拠不開示などに「改正」案を照らしてみれば、「改正」案のデータ振りが改めて浮き彫りとなる。例えば、司法取引について、「改正」案は、実効性のある虚偽供述の防止策を策定せずに導入を提起している。証拠開示に関しては、一覧表の交付にとどめ、事実上、不開示を容認している。虚偽自白に関しても、これを防止するには取調べの全面可視化が不可欠とされているところ、その対象を全刑事事件の三％に限定し、かつ広範な例外を設けている。つまり、「改正」案は、冤罪の原因をわざわざ取り入れているのであり、これで、どうやって冤罪を防ぐのだろうか。

通常国会では、「改正」案をめぐる、予断を許さない状況が続くものと思われる。こうした中、日本版IPが設立される意義は限りなく大きい。刑事司法の在り方を変えるため、法律家のみならず、我々市民が日本版IPを支えていくことが強く求められる。

〈シリーズ「法曹養成問題の新局面」⑬〉

弁護士という 自由業の職能集団を守るために

— 弁護士大幅増員論の陥穽 —

あいち 鈴木 秀幸

1 全ての者から、三権分立による司法の独立

と論理が尊重されるべきで、司法改革の審議会方式は、間違いであった。内容として大きな間違いは、法の支配論と、弁護士の需要及び経済論であった。どのように需要を議論したのか。なぜ、合格者を年間三〇〇人以上も必要としたのか。どのように弁護士の経済を想定したのか。なぜ、大量の弁護士が「法の支配」に必要なのか。結論が先にあつて、審議は全くいい加減であつた。

愚かにも、我が国の弁護士は歴史を繰り返して、未だに総括せず、大量増員を続けている。大正九年から昭和四年に弁護士が約三〇〇〇人から約六四〇〇人に急増し（著者大野正男氏は「弁護士資格の実質的引き下げによる増員と表現」、弁護士の収入で生活できない者が約六割、「日々の生活に追われる弁護士がどうして人の風上に立てようか」「過剰弁護士は社会を攪乱し法律と司法の信用を傷つけた」と指摘された。それでも、日々の生活に追われる弁護士階層はバラバラで、弁護士会も有効な何ごとをもできなかった（『職業史としての弁護士 弁護士団体の歴史』日本評論社）。

2 最も根本的な問題は、我が国の裁判所の官僚制の改革、権利救済の消極性の改革及び弁護士の実需の正確な把握であつたはずである。ところが、裁判所の問題は基本的に対象外とされ、弁護士増員は、情緒的に「社会の医師」論と

「全国津々浦々」論が喧伝され、理由としては、①弁護士の過疎地問題、②「小さい司法」「二割司法」、③二〇一八年までにフランス並みにするという「法曹人口五〇六万人説」、④法律問題経験の市民アンケート調査の「四万人必要説」、⑤当番弁護士完全実施の五万人説、⑥法曹一元の実現との引き換え説が挙げられた。これらの説は、恣意的に調査データを読み取り、全く間違っていた。

手短かに反論すると、①は弁護士が全国で合計五〇〇人以内、②は調査結果からは「八割司法」と言うべき、③は外国の需要、裁判官、隣接業種の数値を無視、④は調査からは当時の二万五〇〇〇人の弁護士で余る、⑤は被疑者国選の仕事量は八〇〇〇人程度にすぎない、⑥は会員向けのデマで事前に舞台裏で法曹一元が否定されていた（詳細は、鈴木らの共著『司法改革の失敗』花伝社）。

しかし、大幅増員を業界側から言い出せば、世間はそれを信じ、それを前提にするほかない。それに反論する弁護士は、無視されるか、非難の対象でしかなかった。

3 弁護士のしつかりとした需要調査は、日弁連の本来の専門委員会で行われていた。

① 日弁連の法曹養成問題委員会が、執行部側から一九九〇年二月に諮問され、詳細な調査と検討をし、一九九四年六月、未だ七〇〇名程度に増員された修習生が法曹になっていない段階で

あるとして、当面合格者七〇〇人の意見書を作成した(弁護士「経済的自立」という言葉が使われた。但し、戦前を経験した先輩は以前から指摘していた)。当時の執行部は完全に無視し、無条件で二〇〇〇〜一五〇〇人案を受け入れようとした。

② 一九九六年の日弁連第一六回司法シンポジウムでも、全単位会で調査と検討がなされ報告書が作成された。当日の基調報告でも「業界としては冬の時代に入り、危機的状況下にある」と警告が発せられた。当日の報告書が予定されていたが、執行部は作成しなかった。

③ 一九九八年二月には、日弁連の司法基盤改革人口問題基本計画等協議会の意見書が発表され、そのA説は、適正な合格者を二〇〇〇人とした。

④ 二〇〇〇年春実施の日弁連の一〇年毎の弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査のアンケートの設問の適正な合格者数について、一〇〇〇名以下の回答が七五・六%を占めた。調査結果は二〇〇二年二月まで会員に知らされなかった。

⑤ 二〇〇八年三月に、日弁連の法的ニーズ・法曹人口PTの意見書は、前年までの資料で弁護士人口の飽和状態を浮き彫りにしている。

4 弁護士需要からすれば、合格者は一〇〇〇人程度で足りたし、増員策は経済と人材確保の関係を無視した。「法の支配」も、「司法が法を利用して円滑に後始末し、法からの権力の解放

を後押しする」もので、「本来の法の支配の理念とは無縁であり、むしろ法・司法を政治と経済の道具とし、法の格下げを図るものである」(今関源成・早大教授、憲法)。事後救済の事件が増加して需要が拡大するという説も、法曹二元実現説も、大量増員を呑む嘘の口実にすぎなかった。

司法改革は、法曹資格者を濫造し、戦後獲得した貴重な自主独立の弁護士制度と弁護士法第一条を破壊するものであった。

弁護士の需要と経済論については、政治の場面で体制側でなく人権活動をしてきたという弁護士層に、知識の欠落、誤解、政治優先の判断に誤りがあり、それが、弁護士が致命的な打撃を受ける大きな原因となった。文系の頭のせいとか、市民迎合と特権階級批判のイデオロギーのためか、数値を追い、少し想像力を働かせ、適正な弁護士人口の規模を考えることをしなかった。

5 弁護士人口は、一九九九年の一万六七三二人から二〇一四年の三万五〇四五人に二・一倍に急増され、所得(中央値)は三〇〇万円から五九〇万円に減少し、四〇〇万円以下が三七%を占め、今後も年約三・五%の所得減少が続く、二〇一九年には五〇〇万円を下回ることが予想される。優秀な人材の多くが法曹界に來ない。

弁護士の公共性のある活動が抑えられ、仕事漁りと事件処理の見苦しさが目立つ。法律家に対す

る信頼を毀損する。

弁護士人口は、合格者一八〇〇人でピーク時に七万二〇〇〇人、一五〇〇〇人で六万三〇〇〇人、一〇〇〇人でも四万七〇〇〇人となる。今回の法曹養成制度改革推進会議の法曹人口調査のデータも、弁護士需要の減少を裏付けるものであった。

大幅な弁護士過剰で、自然に任せれば合格者一〇〇〇人以下になるところ、日弁連執行部は、以前と同様、弁護士の危機の本質(過当競争と弱体化)を見誤り、教育産業のように宣伝し、学生をかき集めて、法科大学院志願者を三〇〇〇人程度から四六〇〇人へと人為的に無理に五〇%程度増加させ、合格率を引き上げて合格し易くすると言いい、一方で予備試験組を一割に制限し、合計で合格者一五〇〇人を下回らせず、一五〇〇人を安定的に確保する取り組みを行うと決定した。

しかし、養成機関のために、法曹があるのではない。最悪の合格者増員策であり、弁護士の濫造と経済基盤の喪失により、弁護士の尊厳を奪う完結編である。多くの弁護士にとって、弁護士法第一条が死文化する。弁護士の職務の公共性のために、経済基盤の確保は不可欠である。

法曹人口、法曹養成の議論においては、必ず、面倒でも、最も客観的な資料である弁護士の経済の変動を追う必要がある。そのため最新の二〇一四年の数値を入れた一覧表を添付させていただいた。

弁護士の売上と所得の推移と推計

1 国税庁の弁護士の納税申告の統計(事業所得)

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
弁護士人口(3月末)	22,021	23,119	25,041	26,930	28,789	30,485	32,088	33,624	35,045
確定申告をした者			23,470	25,533	26,485	27,094	28,116	28,263	30,357
所得金額(億)			3,299	3,030	2,847	2,698	2,699	2,656	2,769
申告納税額のある者	9,118	10,029	11,716	11,275	10,622	10,115	10,012	9,851	10,223
所得金額(億)	2,175	2,566	2,534	2,197	1,988	1,794	1,725	1,620	1,687
還付申告をした者			11,604	13,458	15,225	16,344	17,361	17,845	19,469
所得金額(億)			705	782	830	860	909	968	1,017

* 弁護士の給与所得は、統計上、一般の給与の所得に算入され、給与所得には職業別の統計が存在しない。

2 国税庁統計にもとづく売上と所得(事業所得)の平均値と中央値の推計

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
売上総額推定(億)									
(所得金額÷0.44÷0.38)			7,498	6,886	6,470	6,132	6,134	6,989	7,286
売上平均値(万)									
売上総額÷確定申告者数			3,195	2,697	2,443	2,263	2,182	2,473	2,400
所得平均値(万)									
所得総額÷確定申告者数			1,406	1,187	1,075	996	960	940	910
所得中央値(万)									
国税庁統計所得			900	800	700	650	600	600	590

* 売上総額推定は、2012年まで表1の確定申告をした者の所得金額(億)を所得率(100%-経費率)44%で除した数値である。

この44%は、日弁連の2009年分確定申告に関する経済的基盤調査の報告書にもとづく算出した数値である。

日弁連が、2014年7月～9月に2013年分を調査したが、所得率は38%である。この38%を2013年以降採用した。そのため国税庁統計の事業所得総額から推計する売上総額が急に増加することになる。実際は2009年以後、漸減していると思われる。

* 所得平均値は、所得総額÷確定申告をした者とした。所得平均値は、格差が大きいのので上位30%程度に相当する。

* 事業所得平均910万円は現場の感覚と隔たりを感じる。その原因は、著しい所得格差があるためで、2014年分は3000万円超の6.5%の層が事業所得総額の49.6%を占め、平均6955万円である。一方、93.5%の3000万円以下の層の事業所得総額は50.4%しかなく、平均491万円である。

事業所得が400万円以下の者は確定申告をした者の37.2%(11299人)を占め、増加傾向にある。

* 事業所得の中央値は、国税庁統計の所得階級別人員数を加算し、全体の半数に達した所得額を推計した。

3 国税庁統計と日弁連調査の弁護士の売上、所得

太字の数字は統計上の数値、他は推定値

	1999	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2019
弁護士人口(3月末)	16,731	25,041	26,930	28,787	30,485	32,088	33,624	35,045	42,000
確定申告した者		23,470	25,533	26,485	27,094	28,116	28,263	30,357	34,000
全体の売上総額(億)									
国税庁統計		7,498	6,886	6,470	6,132	6,134	6,989	7,286	7,300
日弁連調査	5,900	—	8,400	—	—	—	8,076	—	—
売上の平均値(万)									
国税庁統計		3,195	2,697	2,443	2,263	2,182	2,473	2,400	2,060
日弁連調査	3,793	—	3,304	—	—	—	2,402	—	—
売上の中央値									
日弁連調査	2,800	—	2,112	—	—	—	1,430	—	—
国税申告の所得総額(億)		3,299	3,030	2,847	2,698	2,699	2,656	2,769	770
所得の平均値(万)									
国税庁統計		1,406	1,187	1,075	996	960	940	910	750
日弁連調査	1,701	—	1,471	—	—	—	907	—	750
所得の中央値(万)									
国税庁統計所得		900	800	700	650	600	600	590	490
日弁連調査所得	1,300	—	959	—	—	—	600	—	490

* 日弁連調査の1999年分と2013年分は弁護士としての活動によるものに限られ、2009年分はその限定がない。

* 国税庁統計の弁護士の所得は、事業所得である。日弁連の数値は事業所得と給与所得である。

* 2019年の所得平均の予想値は、確定申告した者を予想弁護士人口42,000人(合格者1800人)の80%の3万4,000人とし売上総額を2014年の約7300億円、所得率を35%に下げて計算した。同じ減少率で中央値の予想値も計算した。

* 事業所得が400万円以下の者が45%を占めることが予想される。

中学校教科書採択に関する 東京東部法律事務所の取り組み(下)

—東部地域の教育委員会の議事内容—

東京 鹿島 裕輔

1 江東区

(1) 歴史分野

議事の序盤では、歴史上の人物をしつかり学べるようになっていて、特に「なでしこ日本史」というページで日本の女性の活動が豊富に書かれている育鵬社の教科書がよいのではなどという意見があり、育鵬社を推す声があった。

しかし、委員長が学習指導要領に記載されている歴史教科の目標と歴史上の人物の取扱いを確認し、日本の歴史については、世界の歴史の中で日本の歴史がどのようなものであるかを学ぶことが必要であるとし、特に近代について、世界史の記載が豊富で、その中で日本の歴史が記載されている教育出版がよいのではないかとの意見を表明した。この委員長の意見表明で流れが変わり、その後は教育出版を推す声が多くなり、結果として歴史は教育出版の教科書が採択された。

なお、これは他の教科及び他の地域でも同じであるが、教育委員は「言語活動」の重要性を何度も強調していた。「言語活動」の重要性とは、生徒一人一人が歴史上の事象について自分の考え・意見を発表し、異なる意見を出し合い、多様な見方・考え方を学ぶことが重要であるということを示す

意味している。この「言語活動」という視点が教科書選定において、大きな視点となっていると感じられた。

(2) 公民分野

公民は生徒にとって内容が難しいところがあるため、生徒にとつてわかりやすく、そして教師にとつて使いやすい教科書がよいという意見が挙げられた。その上で、言語活動についてバランスよく記載されており、裁判員制度や選挙制度について工夫した記載もなされ、資料が豊富でバランスよく掲載されている東京書籍の教科書が採択された。なお、他の区でも同様であるが、公民分野においては、来年の参議院選挙から一八歳選挙権制度が始まることもあり、選挙制度に関してどのように記述されているかを各教育委員が注目している様子であった。

育鵬社については、巻末に「私は内閣総理大臣 国づくり計画書」とのページがあり、自分が総理大臣となって、国づくりの計画書を作るという内容になっており、このような生徒が意欲的に取り組めるような工夫はおもしろいとの意見が出され、自由社については、被害者の人権保障を取り上げている点が良いとの意見が出された。

2 江戸川区

(1) 歴史分野

育鵬社については、日本の歴史「ものさし」というものがあり、時代の流れをつかみややすい工夫がされている。自由社は、他社よりも特徴的な歴史に関する写真を取り上げているとの意見が上げられた。

そして、司会者である教育長が「学び方という視点、自分の考えを表現するという視点からはいかがでしょうか。」と各委員に意見を求めたところ、自由社は、その時代の特徴を説明させるような論述があり、各章ごとの時代の比較をしたり、意見交換会の設定をしたりしているとの意見が出され、育鵬社は、自分の考えと理由を述べさせるようにしており、グループでの議論を設定したりしているとの意見も出された。

もっとも、「学び方」という視点では、東京書籍は、歴史の学び方について説明しており、生徒が自主的に学べるよう道しるべとなる工夫がされているとの意見が出され、さらに歴史教科の目標は、日本の伝統文化だけでなく、世界の中の日本を学ぶことであるが、その点、東京書籍は、年表の中で外国との関わりが記載されており、特に

アジアだけでなく、欧米との関わりが記載されているので、世界の中での日本を学ぶことができ、そして、様々な立場からの記載があるので、様々な立場の視点から学ぶことができるなどの意見が出され、結果として東京書籍の教科書が採択された。

(2) 公民分野

東京書籍は、「公民にチャレンジ」というページがあり、個人やグループで取り組めるようになっている。また、「選挙シミュレーション」や「お金の使い方を学ぼう」というページもあり、工夫がなされているとの意見が上げられた。なお、自由社については、「もっと知りたい」のコーナーで公民を深く学ぶことができるとの意見が出され、育鵬社については、内容を深める特設ページが充実しており、特に家族や地域などの身近なところから学べる内容になっているとの意見が出された。

さらに内容面では、東京書籍と自由社は、持続可能な社会に関する記述が充実しているとの意見が出され、また、選挙制度について、東京書籍は、特設ページが二ヶ所あり、選挙に対する理解、意識を高める記述がされており、さらに、領土問題についても様々な立場から記載されているなどの意見が出された結果、東京書籍の教科書が

採択された。

3 墨田区

(1) 歴史分野

教科書の外観（B5版、A4版、AB版）、伝統文化、墨田区にかかわる人物・史跡（勝海舟、葛飾北斎など）、近現代の国際関係、領土・領海に関する歴史的経緯、オリンピックに向けての歴史的過程についてそれぞれのように書かれているかなどを検討していた。

育鵬社と自由社については、内容としてはおもしろいが初めて歴史を学ぶ人には難しいという懸念があり、また、これまでの教科書とは違う毛色であるため、使用する教師も悩まれるだろうという意見も出された。

そして、四人の委員が帝国書院を推薦するとの意見を出した。また、現場の教師からも帝国書院を推薦する声があるとの発言もあり、現場の教師の意見が反映された点もあった。

もっとも、委員長だけは育鵬社を推薦するとの意見を述べた。具体的には、島原天草一揆の記述で、幕府は一揆を起こした側を処罰するのではなく、重税等の悪政を敷いていた大名（松倉勝家）を処罰したことを育鵬社は記載し、自由社は欄外

に記載しているが、他社は記載していない。二〇〇年もの間、混乱がなかったのはこのときの対応がよかったからであり、市民を苦しめてはダメだということがわかった重要な出来事である。それを意識的に記載していないのであればよくないと意見を述べた。また、パリ講和会議で日本は人種差別撤廃を提案したが、全会一致ではないとして否決されたことも他社では取り上げていないと意見を述べた。

その上で、日本反省という考えもあるが、それだけではないであろう。これからの子どもにとって望ましいことではないであろう。自分の国のことについて偏らない知識を持つ必要がある。始めから神話であるというスタンスで進んでいくのではなく、本当にそうなのかという考えも必要であるとの意見を述べた上で、大勢が帝国書院なので心の中で異議を唱えるが、帝国書院を採択すると述べた。

このように、歴史分野に関しては、帝国書院四対育鵬社一で帝国書院が採択された。

(2) 公民分野

教科書の外観(B5版、A B版)、憲法・個人の尊重・民主主義・民主主義、暮らしと経済、国際関係と日本についてそれぞれのように記載され

ているかなどを検討されていた。

育鵬社と自由社については、憲法九条、日米安全保障条約、TPP、WTO、FTOなどについてかなり深く記載されているのは魅力的で評価できるが、平均的なレベルからすると難しい面があるとの意見が出された。

各委員の意見としては、教育出版を推す声が多かった。また、現場の教師からも教育出版を推薦する声があるとの発言もあり、現場の教師の意見が反映された点もあった。

そして、委員長は教育出版でよいと述べた上で、「象徴としての天皇」について理解することは重要であるとし、なぜ天皇が国民統合の象徴なのかということを義務教育では教わらない。子どもたちが外国の人から「なぜ天皇が象徴なのか」と聞かれたときに答えられるのかとの問題を提起した。そして、この点、自由社は、「権威としての天皇」というページで権威としての天皇が存在し続けたからこそ政治が安定していったなどの象徴天皇制の良さを理解できるように記述があるが、教育出版では足りない部分があるとの意見を述べた上で、教育出版採択に賛成と意見を述べた。

このように、公民分野に関しては、一応全員一致で教育出版が採択された。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —



B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

青法協弁学合同部会二〇一五年度第三回常任委員会◎決議

辺野古新基地建設中止を求める決議

1 今、沖縄県名護市の辺野古では、圧倒的な沖縄

の人々の声を無視して米軍の新基地が日本政府によって建設されようとしている。青年法律家協会弁護士学者合同部会は、辺野古への新基地建設を即時中止するよう強く求める。

2 沖縄は太平洋戦争で住民を巻き込んだ唯一の地上戦が行われた地であり、本土防衛のための「捨て石」として約一五万人が犠牲となった。少なくとも沖縄県民は日本軍から殺害されている。

戦後には米軍が「銃剣とブルドーザー」等によって土地を接収し、米軍基地を拡大してきた。一九七二年の本土復帰後も米軍基地が存続され、国土の〇・六％しかない沖縄県に、今も在日米軍の約七四％が集約されている。また、沖縄県の基地被害はさまざま、強姦や殺人等の凶悪犯罪を含む米軍関係者の犯罪、戦闘機やヘリコプター等の事故被害、騒音被害・環境被害などが発生している。しかも、米軍関係者の犯罪や事故等が発生しても、日米地位協定等によって、日本は不十分な捜査し

できない。

辺野古新基地建設はこうした基地被害をさらに拡大・固定化するものでもある上に、初めて沖縄県民に用地を差し出させるという点で県民に屈辱を強いるものである。

3 沖縄県民は、辺野古新基地建設に対して、はっきり「NO」の意思表示を行っている。二〇一四年一月の名護市長選挙では稲嶺進市長が再選され、同年九月の名護市議会議員選挙では辺野古新基地建設反対派が勝利し議会の多数派となった。同年一月に行われた沖縄県知事選挙では保守革新を超えた「オール沖縄」の立場で闘った翁長雄志氏が、辺野古新基地建設を容認する仲井真弘多氏に圧勝した。さらに、同年二月に行われた衆議院選挙では、沖縄の四選挙区全てで辺野古新基地建設反対を掲げる「オール沖縄」の候補が勝利した。その後の世論調査でも圧倒的に反対の声が示されている。

翁長知事は、二〇一五年一〇月二三日、こうした圧倒的な県民の支持のもと、二〇二三年二月に仲

井真知事が行った「公有水面埋立申請（辺野古沖）の承認を取り消した。ところが、政府はこれを確認せず、翌二四日には沖縄防衛局は国土交通省に対して行政不服審査法に基づくとして不服審査請求と執行停止を申し立て、国交省は同月二七日に執行停止を認めた。

しかし、かかる不服審査制度は「国民の権利利益の救済」を目的としているものであるから、行政機関が申立てを行うことはそもそも認められず、手続きが違法であることは明白である。一〇月二三日付けの行政法学者有志の声明でも、政府の手法は、「不公正であり、法治国家にもとるもの」と厳しく断罪されているところである。それでも、政府は、さらに二月二七日、埋立て承認取消し処分を撤回する代執行に向けた訴訟を提起し、あくまでも新基地建設を強行する姿勢を崩していない。

政府は基地建設を強行する理由として安全保障上の「抑止力」を持ち出す。しかし、抑止力という理由は詭弁でしかない。そのことは、民主党政権時代の森本敏防衛大臣が「軍事的には海兵隊は沖縄でなくてもいい」と明言したことからも明らかである。米国防省自体が、日本には「日本防衛のための基地は一つもない」としている。米軍基地は日本防衛のためのものではなく、あくまでも米国の戦

争のための出撃拠点ではない。そもそも、海兵隊は急襲部隊であり、防衛のための部隊ではないのである。

4 辺野古新基地建設によって埋め立てられようとしている大浦湾は、沖縄でも規模の大きい良好な藻場があり、多くのサンゴが広がり、ジュゴンの生息も確認されている。辺野古・大浦湾の海は、絶滅危惧種二六二種を含む五三〇〇種以上の海洋生物の生息地「いのちの海」である。埋立て工事は、サンゴや藻場を破壊するとともに、ジュゴンをはじめ

とする多様な生物の生息を危うくするものとなる。

辺野古新基地は安全保障上、全く必要のないものであり、また辺野古・大浦湾の豊かな環境を破壊するものでもある。そして、何よりも沖縄県民が新基地建設に対して一貫してNOの声をあげつづけて、日本政府の恫喝を含む建設強行の態度にも屈していない。こうした沖縄の声に呼応して、首都圏では「辺野古新基地建設に反対する若手有志の会」(NBFeS)が立ち上げられ、当部会の会員の多くが参加し、集会や街頭宣伝を毎週のように繰り返している。

5 当部会は、政府に対して、不服審査請求・執行停止の申立て、代執行に向けた訴訟をいずれも直ちに取下げるよう求めるとともに、辺野古新基地建設を即時中止するよう強く求める。

二〇一五年二月五日

第三回常任委員会

改憲問題法律家六団体主催 院内集会のお知らせ

『テロとの戦争』と安保法制

―自衛隊の中東派遣がもたらす危険(仮題)―

「戦争法」強行採決の背後には、アメリカの要請に基づく「中東」での軍事構想が存在していました。パリでのテロ襲撃事件を受けて、「テロとの戦い」を口実とした中東への自衛隊派遣の議論が加速しかねない状況にあります。シリアをはじめとする中東の現状を知り、自衛隊派遣の危険性について学びます。

【日時】二〇一六年一月二〇日(水) 一七時～一八時三〇分

【場所】参議院議員会館一〇一会議室(予定)

【講師】栗田禎子氏(千葉大学文学部教授 中東現代史)(予定)

今後の日程

【常任委員会】

*第4回
3月 4日(金)～5日(土) 鹿児島

【第47回定時総会】

6月25日(土)・26日(日) 神奈川

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

1月22日(金)14時～ 青法協本部

【修習生委員会】

1月19日(火)15時～18時 青法協本部
(全国スカイプ会議は15時～15時半)

【広報委員会】

1月25日(月)18時～ (会場未定)

二〇一五年度第四回拡大常任委員会(鹿児島)のご案内

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第四回拡大常任委員会を行います。常任委員以外の会員もぜひご参加下さい。

記

□日時 二〇一六年三月四日(金)一三時半～五日(土)正午

□場所 鹿児島市内

*懇親会では鹿児島の郷土料理をご用意します。

□地元企画① 三月四日(金)一七時～一八時

「志布志事件報告」野平康博会員

「大崎事件報告」泉 武臣会員

□地元企画② 三月五日(土)一二時半～

オプショナルツアー 「川内原発展示館見学・原発サイト周辺見学」

*一七時頃 JR鹿児島中央駅で解散予定

詳細は別途送付予定の常任委員会の案内をご参照いただくか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせください。

編集後記

▼表紙写真は軍港・横須賀に停泊中の護衛艦「やまゆき」と「ゆうぎり」。ロマンな艦名ですが、対空、対艦、対潜とマルチにこなすかつての駆逐艦。横須賀配備の原子力空母の果たす役割や危険性と現地の闘いを平和委員会の方より聞いた後、チャーター船で港内から見学。▼今年一〇月から配備された世界最大級の原子力空母ロナルド・レーガンの姿はなかったが、軍港・横須賀の特異・別格の軍事的役割は見とれる。▼横須賀基地には、海自の潜水艦隊司令部もあり、沖合では最強の「攻撃兵器」と言われる葉巻型の潜水艦が浮上不動。レーガン級には見劣りするが、ヘリコプター搭載護衛艦という名の空母「いずも」などが米軍の第七艦隊施設のすぐ隣に停泊しているわけだから、日米軍の一体化はバレバレ。▼今こそ、翁長知事が言う沖縄の「魂の飢餓感」を共有し、横須賀や沖縄からそして全国から「戦争させない」「九条壊すな!」のコールを。

(宮本 智)